

陳情第13号

宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程第2条政治倫理基準の改定を求める陳情

陳情の趣旨

今般、本年6月の宝塚市議会の本会議において、北山照昭議長の政治倫理条例違反に関する「北山照昭議長に対する不信任決議」が賛成多数で可決されました。

しかし、今日に至るも議長職を辞任する考えがないとの事であります。議長は議会の議決がどれほど重いものであるかは誰よりも承知しているはずであり、この居座りが倫理感に欠ける言動と言わざるをえません。

一般市民より、より高い倫理感をもって公務を遂行するのが公職にある者の務めではないでしょうか。

また、議員は行政から提出された議案の審議や、行政の運営の在り方について市民を代表して監視する立場ではありますが、一方民間団体の運営には介入すべきではないことは社会常識の範疇であります。

しかし、北山議長においては自治会連合会の運営に深く介入して、自治会連合会を混乱に陥れた当事者でもあります。

それら個々の事例をここでは申し上げませんが、添付いたしました資料を参考にして頂ければわかると思います。何れも自治会連合会に関する自らの介入を示す資料です。

地方分権が叫ばれている現在、宝塚市議会が自ら改革を断行する事が、ひいては行財政改革への道標としてこれからの宝塚市の発展に寄与するものと思います。

そこで今回の陳情は23万市民の結集団体である自治会連合会として、以下の項目を陳情いたします。

陳情の項目

宝塚市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程、第2条政治倫理基準を改定し、次の項目を取り入れることを申し入れます。

- 1 議員は民間団体の運営に介入しないこと
- 2 公金を取り扱う民間団体の役員と議員の兼職を禁じること
民間団体とは ①自治会②まちづくり協議会③NPO④老人会⑤人権団体 等
役員とは ①会長②副会長③会計など執行権のある役職
- 3 議員倫理条例違反に対する罰則規定を定めること

平成26年(2014年)8月20日

宝塚市議会議長 北山照昭様

